

肢体不自由児ふれあい交流事業実施要綱

（目的）

第1条 肢体不自由児ふれあい交流事業（以下「事業」という。）は、外出する機会の少ない肢体不自由児に対し、レクリエーション活動等を通じて、交流、余暇活動の支援を行うことにより、自立と社会参加を促進し、健やかな育成に寄与し、もって障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業実施）

第2条 事業の実施団体は、県内に住所を有する障害児とその家族及びその支援者等を構成員とする団体であること。

なお、特定非営利活動法人の場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- （1）県内に主たる事務所を有し、自ら障害児者の支援活動を行っていること。
- （2）法令で規定する各種提出書類を所轄庁に提出していること。

（事業内容）

第3条 事業内容は、肢体不自由児同士、ボランティア、地域住民等との交流が図られ、事業目的が効果的に達成できる内容とし、次のとおりとする。

- （1）屋外活動 バス旅行、ハイキング、キャンプ、祭り等
- （2）屋内活動 創作活動、喫茶交流会等
- （3）その他 会長が適当と認めるもの

（実施上の留意事項）

第4条 事業の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- （1）肢体不自由児者が5名以上参加すること。
- （2）事業に参加しやすいように、開催場所、日時等に配慮すること。
- （3）参加者の事故等の防止に十分留意すること。
- （4）ボランティアをはじめ地域社会の理解と協力が得られるよう配慮すること。

（補助金額等）

第5条 1団体当たりの補助金額は5万円を上限とし、予算の範囲内で決定する。

（申請の手続）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、企画書兼補助金交付申請書（様式第1号）を会長が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 会長は、前条に規定する申請があった場合において、企画の内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 事業が不採択の場合には、申請人にその旨を通知する。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた日から30日以内に事業実績報告書(様式第3号)を提出するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 事業に従事した関係者は、事業実施によって知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 会長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に反したとき。
- (2) 補助金交付について虚偽の申請をしたとき。
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。

(補助事業の表示)

第11条 補助事業の決定を受けた者は、通知やチラシ、ホームページ等に本会補助金が交付されたことを表示し、使途について積極的に周知すること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 多くの団体が肢体不自由児ふれあい交流事業に参加できるよう、同一団体は2年続けて応募することができない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

補助事業の表示（要綱第11条）についてのお願い

群馬県肢体不自由児協会の財源は、当協会が毎年行っている「手足の不自由な子どもたちを守り育む運動」により、クリアファイル等を頒布し、県民の皆さまからお預かりした御寄附に支えられ、各種事業に大切に使用させて頂いております。『肢体不自由児ふれあい交流事業』につきましても、その御寄附により実施をしており、用途を明らかにする上でも補助事業の表示についてご協力をお願いします。

- ①補助金を受け実施する事業について、通知、チラシ、会報誌、ホームページなどに「この事業は群馬県肢体不自由児協会の助成を受け実施しています」等の掲載をお願いします。
- ②事業実施当日、開会の挨拶やアナウンス等、参加者に直接お伝えできる場面がありましたら、周知をお願いします。

※表示についてご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせ下さい。

群馬県肢体不自由児協会

TEL 027-897-2679

FAX 027-224-4776

E-mail: gunma-sk@gunma-sikyokai.com